

平成31年度 町県民税申告受付について

■問い合わせ 町民課 ☎ 893-1117

吾北総合支所住民福祉課 ☎ 867-2300
本川総合支所住民福祉課 ☎ 869-2112

平成30年中（平成30年1月1日から平成30年12月31日）の所得の申告が始まります。

この申告は、平成31年度（2019年度）の町県民税の課税や、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定をするための資料となる大切なものです。

また、申告をしていない場合、保険料（税）の軽減制度や福祉制度、医療費助成制度なども受けることができなくなる可能性がありますので、申告書は期間内に提出してください。

○申告が必要な方

平成31年1月1日時点での町に在住している方で下記に該当する方は、申告をしてください。

- ①給与所得以外に所得のある方
- ②公的年金等収入以外に所得がある方
- ③営業等・不動産・農業所得がある方
- ④生命保険契約の解約や満期による一時金や個人年金による所得がある方
- ⑤医療費控除や生命保険料控除等の各種控除を申告する方
- ⑥所得課税証明書が必要な方、保険料（税）の軽減制度や福祉制度等を受ける方 など

○申告が不要な方

- ①所得税の確定申告をされる方
- ②給与収入のみの方で、勤務先で年末調整が済んでいる方
※複数の会社から給与をもらっている場合を除く
- ③公的年金等収入のみの方で、次に該当する場合
65歳以上で公的年金収入が148万円以下の方
65歳未満で公的年金収入が98万円以下の方
※所得税の還付申告をする方や遺族年金及び障害年金等の方を除く

○申告受付期間

2月14日(木)から3月15日(金)まで(土・日・祝日を除く) 8:45~16:45

○申告会場

本庁舎2階 町民課前ロビー、吾北総合支所住民福祉課、本川総合支所住民福祉課

※申告書につきましては、郵送を希望された方や、申告が必要と判断される方に送付しておりますが、「届かない」、「紛失した」とときは町民課、各総合支所住民福祉課、出張所にも備え付けていますのでご利用ください。

○申告に必要なもの

- (1) マイナンバーの確認できる書類（どれか1点）

①マイナンバーカード ②マイナンバー通知カード ③マイナンバー記載の住民票

※控除対象配偶者や扶養親族のマイナンバーについては申告前にナンバーを確認してください。

- (2) 身分を確認できる下記の書類（どれか1点）

①運転免許証 ②障害者手帳 ③保険証 ④マイナンバーカード など

- (3) 認印

- (4) 所得の算出の基礎となる書類、帳簿、領収書、源泉徴収票など

- (5) 生命保険や地震保険の控除証明書、医療費控除の明細書など

※郵送申告の方は、上記の(1)と(2)のコピーを、(4)と(5)は原本を同封してください。

○注意事項

- 1 証明書等の必要な書類が添付されていない場合は、各種控除が受けられません。

※社会保険料控除のうち、いの町に納付された国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料については添付を省略できます。ただし、納付義務者と控除を申告する方が異なる場合は領収書等の確認をする場合があります。

- 2 医療費控除を受けられる方は、次の事項にご注意ください。

- ・「医療費控除の明細書」の作成

1年間に支払った医療費の額を、「医療を受けた方」や「医療機関及び薬局等の支払先」ごとに分けて、事前に集計してください。